

令和6年3月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医療機器の使用目的又は効果等における関節症性乾癬（乾癬性関節炎）の
名称の取扱いについて

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長の連名にて各都道府県等衛生主管部（局）長宛て標記の通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ本会に対しても別添のとおり周知方依頼がありました。

国内において医薬品等の効能又は効果として従来用いられてきた「関節症性乾癬」については、診療報酬請求に係る傷病名、医学に関する用語集、診療ガイドライン及び教科書における疾病名等として、「乾癬性関節炎」が国内で広く使用され、認知されていることから、「医薬品の効能又は効果等における関節症性乾癬（乾癬性関節炎）の名称の取扱いについて」（令和5年12月22日付け医薬審発1222第5号・医薬安発1222第2号。本会通知は令和5年12月27日付け）により、医薬品の効能又は効果、電子化された添付文書（以下「電子添文」という。）等において記載すべき疾病名を「関節症性乾癬」から「乾癬性関節炎」に改めることとされております。

本通知はこうした状況を踏まえ、医療機器についても使用目的又は効果、電子添文等における「関節症性乾癬」の記載を、「乾癬性関節炎」へ改めること、承認事項としての変更については、軽微変更届出により行うことでも差し支えないことを周知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL 06-6763-7006/FAX 06-6764-0267